

地域振興委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、地域振興委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を戸隠地区住民自治協議会内に設置する。

(目的)

第2条 本会は、戸隠地区の地域振興や活性化及び交流事業等により、よりよい地域づくりを推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 行政連絡区の区長代表者4名
- (2) 常任評議委員会の住民の代表者

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興と地域活性化に係わる事業
- (2) やまざと支援交付金事業
- (3) 他の地域との交流事業
- (4) 住民自治協議会広報等情報発信事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員長は戸隠地区住民自治協議会の副会長（事業担当）がこれにあたり、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 本会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(会計)

第9条 本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。